

地方分権改革推進に関する緊急決議

我々が理想とする分権型社会とは、中央集権型のシステムからの転換を図ること、すなわち、これまで国会と内閣が決めていたことを地方議会と首長が決めるしくみに改めることにより実現される、住民に身近な基礎自治体の役割が拡大し住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会、さらには地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた社会である。

そのため、こうした分権型社会の実現、地方政府の確立に向け、我々としても住民の信頼の確保及び行政能力の向上に一層努力を続けていく決意である。

地方分権改革推進委員会におかれては、今後予定される「中間的とりまとめ」において、次の事項を明記し、政府に勧告されるよう強く求めるとともに、政府におかれては、これらを確実に実行し、「地方が主役の国づくり」に邁進されるよう強く望むものである。

また、平成20年度の地方財政対策に当たっては、とりわけ財政力の弱い自治体においても基本的な行政サービスの提供に支障が生じることのないよう、地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保することを併せて求めるものである。

なお、最近、税収の地域間格差是正の名の下に、地方法人二税のみによる地方財源の調整（人口等による再配分や国による譲与税化）が議論されているが、これは地方税の原理・原則を無視しているのみならず、地方分権にも逆行するものであり、断じて容認することはできないことを申し添える。

1 地方税源の充実強化と偏在是正

- 税源移譲により、国税と地方税の税源配分をまずは5：5とすること。
- 税源移譲は、消費税など地域偏在性の少ない基幹的な税目で移譲するとともに、税源偏在を是正する措置を確実に講じること。

2 地方交付税の総額確保と機能堅持

- 地方交付税について、財源保障機能及び財源調整機能を堅持し、安定的な財政運営のもとで住民の生活が守られるよう、その総額を確保すること。
- 地方交付税が地方固有の共有財源であることを明確化するため、「地方共有税」として国の特別会計に直接繰り入れを行う方式に改めること。

3 権限移譲、国の関与・義務付け等の廃止・縮小及び行政組織の簡素・効率化

- 「地方にできることは地方が担う」の大原則の下、権限移譲を進めるとともに国の過剰関与の廃止・縮小を行うこと。
- 国庫補助負担金について、補助率の引下げではなく件数を半減するなど、大幅な整理合理化を行うこと。
- 地方支分部局について、その事務・権限等の必要性を精査し、なお実施すべきものについては、国と地方の役割分担の明確化を図ったうえで、地方に対して事務・権限等とそれに必要な財源とを一体的に移譲すべきであること。

4 「（仮）地方行財政会議」の法律による設置

- 地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させるため、「（仮）地方行財政会議」を法律に基づき設置すること。

以上、決議する。

平成19年10月22日

山形県自治体代表者会議

山形県知事	齋藤	弘
山形県議会議長	阿部	信矢
山形県市長会会長	市川	昭男
山形県市議会議長会会長	酒井	靖悦
山形県町村会会長	小野寺	喜一郎
山形県町村議会議長会会長	白田	金次郎